

令和2年4月1日

浅口市立鴨方中学校長
村下 徹

令和元年度 浅口市立鴨方中学校 運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動（14部）

男子（8部）：軟式野球部、サッカー部、陸上競技部、バレーボール部、バスケットボール部、卓球部、ソフトテニス部、剣道部

女子（6部）：陸上競技部、バレーボール部、バスケットボール部、卓球部、ソフトテニス部、剣道部

2 目 標

- (1) 運動部活動は、学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行うことで、生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。
- (2) 興味・関心を共有した同学年や異学年集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等の社会性を育む。

3 入部について

- (1) 入部は、生徒と保護者が規定の様式により入部希望届けを提出し、入部を許可する。新入生については、一定の仮入部期間を経て、入部届けを提出し許可する。
- (2) 転・退部については、本人・保護者・顧問・担任との話し合いの後に、所定の手続きをとって転・退部を認める。

4 運動部活動の運営について

(1) 活動日（休養日）

- ①原則、毎週水曜日は、完全休養日とし、週末は、土日のどちらかを休養日とする。試合等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週または、次週に振り替えて休養日を設けることとする。
- ②活動は、学校教育の妨げにならないように配慮する。教科・学校行事・学級活動・生徒会活動等と重なる場合は、部活動より優先する。
- ③顧問が不在の場合（職員会議・研修・出張等）は、原則として活動しない。ただし、活動場所に責任教員がいて、活動内容が生徒に指示されている場合は例外とする。（朝練習も同様である。生徒のみの活動は禁止）
- ④定期テスト1週間前の放課後から、活動を中止する。
- ⑤夏季及び冬季休業日等の長期休業日は、平日の1日（曜日を指定しない）と週末の土日のどちらかを休養日（週2日の休養日）とする。また、学校閉庁日は、活動をしない。

(2) 活動時間

①平日は長くとも2時間程度（朝練習30分も含む）、休日や休業日は3時間程度とする。（朝練習は、7時15分から8時までとする。ただし、7時より前には登校しない。）

②下校時間を厳守する。（顧問の責任において徹底させる。）

③夏季及び冬季休業日等の長期休業日も、通常と同じ活動とする。

(3) 遠征、合宿等

・遠征や合宿を実施する際は、1週間前までに校長に連絡し承認を得ることとする。

(4) 各種大会参加

・大会参加は、中体連主催する大会や練習会への参加を原則とする。各競技の協会や連盟の主催する大会や練習会については、校長に連絡し承認を得ることとする。

4 その他

(1) 部活動顧問者会

・随時、顧問者会を開き、活動等についての共通理解を図ることとする。

(2) 保護者との部活動懇談会

・年度当初に保護者との部活懇談会を開き、部活動の方針や年間指導計画、大会や参加大会加費等についての説明を行う。

(3) 活動費や遠征費の取り扱いについて

・活動費や遠征費など保護者から集金した場合のお金の取り扱いは公費に準ずることとする。適切に管理し、決算報告を校長に提出し、保護者に報告する。

(4) 部活動練習計画の作成

・部活動の顧問は、月ごとの練習計画を作成し、通信等で保護者への連絡を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

・日々の活動時間は、部活動実施記録（活動日誌）に顧問が記入する。

(5) 文化、科学部の活動についても、当面の間、運動部活動に準じて活動を行う。

☆文化部・科学等の部活動

（4部）：情報科学部、吹奏学部、美術部、料理手芸部